

広島地方最低賃金審議会

令和6年度第1回

最低賃金専門部会議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

令和6年度第1回広島県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和6年7月30日（火） 15時49分～16時30分

2 場 所

広島地方合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者

【公益代表委員】

酒井部会長、岡田部会長代理、村上委員

【労働者代表委員】

佐崎委員、橋本委員、林委員

【使用者代表委員】

巢守委員、中野委員、長谷川委員

【事務局】

木下労働基準部長、檀上賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官
山崎監察監督官、吉川労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

重弘室長補佐

それでは、広島地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日は第1回目ですので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、私重弘が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に専門部会委員の選任について御報告いたします。同委員の選任につきましては、推薦公示の手続を経て、7月17日付けで任命させていただきました。なお、専門部会委員の御紹介につきましては、お手元の資料No.1 広島県最低賃金専門部会委員名簿を御覧いただくことで代えさせていただきますたく存じます。

また、本日の専門部会委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員が3名、使用者代表委員が3名、合計9名の委員に御出席いただいております、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本専門部会の公開につきましては、広島地方最低賃金審議会会議公開要綱により、去る7月16日から同月22日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者が11名いらっしゃいました。本日11名の方が専門部会を傍聴されておりますので、御報告いたします。

なお、傍聴される方は、事前に御説明しております遵守事項に従っていただきますよう、お願いいたします。また、本会議は原則公開としておりますが、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程により、個人情報保護に支障がある場合、個人もしくは団体等の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるときなど、率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合は、部会長判断により会議が非公開とされる場合があることを予め御了承いただきますようお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、労働基準部長の木下より御挨拶申し上げます。

木下労働基準部長

広島労働局労働基準部長の木下でございます。

先の本審に引続いての御審議大変お疲れさまでございます。

さて、本審の場で今年度の最低賃金額の改定目安額の伝達を行わせていただきました。藤村中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージにおきまして、今年度の目安額は、最低賃金額が消費者物価を一定程度上回る水準である必要性、賃金上昇率の増加傾向及び地域間格差の是正を引き続き図ること、これらを特に考慮して検討されたものであることの御説明がありましたが、これからの御審議におきまして、十分な参酌をお願い申し上げます。

また、最低賃金制度の重要性に鑑みまして、広島の経済、雇用実情を踏まえた公労使三者による真摯な議論が行われ、叶うことならば、全会一致での結論

が取りまとめられることをお願い申し上げるところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

重弘室長補佐

それでは続きまして、議事 1 の部会長、部会長代理の選出に移らせていただきます。賃金室長の檀上より御報告申し上げます。

檀上室長

本専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用される同法第 24 条の規定に基づき、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、また、部会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が部会長の職務を代理することとされております。6 月 28 日開催の公益代表委員会議において、部会長候補として酒井委員、部会長代理候補として岡田委員が推挙されておりますので、御報告申し上げます。

重弘室長補佐

ただ今、檀上より御報告申し上げましたとおり、部会長候補に酒井委員、部会長代理候補に岡田委員が推挙されておられますが、委員の皆様に御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

重弘室長補佐

本専門部会の部会長に酒井委員、部会長代理に岡田委員ということで各委員の御承認をいただきました。部会長・部会長代理席を御用意いたしますのでしばらくお待ち願います。

重弘室長補佐

それでは、酒井部会長、よろしくお願い申し上げます。

酒井部会長

部会長を拝命いたしました酒井でございます。

この専門部会におきましては、労使双方とも十分に議論をしていただき、円滑に審議が行われますよう、お願い申し上げまして、挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事2「広島県最低賃金の改正決定について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

檀上室長

それでは、改めまして、7月25日に開催された第69回中央最低賃金審議会におきまして、令和6年度地域別最低賃金額改定目安についての答申がありましたので、その内容について御報告申し上げます。中央最低賃金審議会目安小委員会では、累次にわたる真摯な議論が展開された結果、7月24日に目安に関する小委員会報告が取りまとめられ、それを受けて、7月25日に藤村中央最低賃金審議会会長から武見厚生労働大臣に対して令和6年度地域別最低賃金額改定の目安が答申されたものです。

引き上げ額の目安は、全国加重平均1,004円の5%に当たる50円で、Bランクは、引き上げ額50円、引き上げ率5.2%でございます。

では、次に、資料No.2「令和6年最低賃金に関する実態調査の概要」を御覧ください。広島県最低賃金、広島県特定最低賃金の改正審議用に常用労働者100人未満の民営事業所に対して行った実態調査で、賃金額は本年6月分賃金を対象としております。

資料の9ページを御覧ください。賃金分布図ですが、棒グラフ部分は、「全労働者」の賃金の時間額毎の分布割合を10円刻み、1,100円以上を100円刻みで表したものです。同じく10、11ページには「一般労働者」と「パート労働者」分をそれぞれ、お付けしております。

14ページの「令和6年 広島県地域別最低賃金額の引き上げ試算表」を御覧ください。最低賃金を1円単位で引き上げた場合の影響率を「一般労働者・パート労働者」、「一般労働者」「パート労働者」の3区分で示しています。影響率とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合です。例えば、現在の広島県最低賃金額970円を1円上げ971円とした場合の「一般労働者+パート労働者」の影響率は11.5%、2円引き上げて972円とすると11.6%となります。

ちなみに、Bランク目安額50円に引き上げると、一般労働者+パート労働者では24.1%、一般労働者では9.8%、パート労働者では49.6%に影響が出ることになります。説明は以上です。

酒井部会長

ただいまの事務局から説明について、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

(質問なし)

酒井部会長

それでは、質問がないようですので、他の審議会の結審状況をお願いします。

檀上室長

現在のところ、他局で結審したところはありません。

以上です。

酒井部会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、労使双方からの意見表明をお願いしたいと思いますが、その前に労使双方の委員の間で御発言の準備の御時間をお取りした方がよろしいでしょうか。

橋本委員

少し時間をいただきたい。

酒井部会長

使側も時間少し必要でしょうか。

中野委員

ではお願いします。

酒井部会長

わかりました。それでは、少しというのは、10分くらいでいいですか。

それでは今から10分、別室に分かれていただき、終わりましたらこの席にお戻りください。

お願いいたします。

檀上室長

それでは、労働者側、使用者側とそれぞれ別室へ御案内いたします。

(各側個別協議)

酒井部会長

それでは、お戻りいただきましたので、意見表明をお願いしたいと思います。

最初に労側からよろしいですか。

橋本委員

それでは、労側の方から令和6年度地域別最賃ということで、意見表明をさせていただきますと思います。

先ほど、審議会の中で会長メッセージということで、藤村会長からの説明がありました。私どもの考え方としても、それに重複しているかなと考えております。まず、広島県の雇用を増やすということと雇用を守るということを念頭に置いていきたいと、その中で、広島県の最低賃金改定に取り組むに当たり、労働者を取り巻く環境から、考え方など要点を絞り、意見表明という形にさせていただきますと思います。

まず1つ目、県内の物価の推移ということでございます。

内閣府の月例経済報告によると、私どもは5月で考えさせていただいておりますが、景気はこのところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善される下で各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。消費者物価については、1月以降継続して緩やかに上昇傾向になっています。また、広島県内の消費者物価指数でございますが、総合指数で上昇が続いており、5月の消費者物価総合指数では、広島市で前年同比2.7%、福山市では前年同月比2.6%増加しており、いずれも31か月連続で上昇を続けているという状況でございます。なかでも暮らしに直結する食料品では広島市では前年同月比で4.2%、福山市でも3.8%上昇しており、これから年末にかけて、食料品をはじめとする生活必需品等で1%から2%程度の値上げが進むことが予測される。また、光熱費についても、酷暑にともなう緊急支援策は講じられていますが、皆さんも体感されている異常な暑さによる支出は増加するものと考えております。

このようなことから、最低賃金は上昇しているが、増加した賃金の多くは、物価上昇分に回っておると、最低賃金に近い賃金水準の労働者、近傍で働く方は非常に厳しい状況になっていると考えます。

また、連合のリビングウェイジ2023年の試算からも、労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会的体裁を保持するために最低限必要とされる賃金水準として、広島県では、時間給1,080円が必要であると算出されている、現行で970円でございますので、このかい離を埋めていく必要があると考えております。

また、正しいかどうかわからないのですが、現行の最低賃金で、可処分所得部分で換算してみたところ、現状の生活扶助費、加算額、住宅扶助の合計と比較して、広島市では、4.2%程度しか上回っていないのではないかと、医療費負担

の免除などを加えると、最低賃金近傍で働く労働者の生計費と逆転している可能性もあるのではないかと考えているところでございます。

続いて、賃金の視点からになりますが、連合 2024 年の春闘では多くの企業で労使が問題意識を持って取り組めたことから、33 年ぶりに、5 %の賃上げ結果となったと連合は評価している。連合広島では、7 月 16 日の集計を行った結果、全体の引上げは 17,209 円、6.04%、中小労組では 11,526 円、4.53%となっており、全体でみると 6 %を超えるという、これまでにない高水準で決着が付いている状況でございます。

あと、初任給の改定でございますが、単純平均で、高卒・生産技術職については 188,759 円、昨年が 175,215 円でしたので 107.7%、高卒・事務技術職は 189,775 円、昨年が 176,908 円でございますので 107.3%、大卒・事務技術職では 239,887 円で、昨年が 228,722 円でしたので 104.9%になっているということでございます。また、パート・アルバイトの時間給でございますが、時間額で 1,177 円、改定額としては 56 円で、昨年の 39 円を大きく上回る結果が算出できているということでございます。

3 目、通常の事業の賃金支払能力は、あらゆる角度でいろいろ考えさせていただいたのですが、まず賃金構造調査の産業計で、企業規模 10 人以上の男女 19 歳でみれば 1,172 円となっており、昨年、2022 年の同規模でみた場合 1,084 円であったので、108.1%に増加しております。また、アルバイト・パートの平均時間給は 973 円から 1,153 円と伸びているということと、派遣社員の平均時間給は 1,295 円で、上限では 1,500 円以上の時間給とみております。

広島県の新規学卒者の初任給でございますが、高卒男子で 199,100 円、110.98%、女子で 179,300 円、103.4%、大卒男子 226,100 円でございますが、昨年と比較してこちらの方も伸びていると。一方で、倒産件数も調べたところ、157 件で、コロナ禍の 2022 年との比較では 148.1%と増加しておりますが、2019 年は 190 件、2020 年は 165 件であり、コロナ禍前との比較ではほぼ同水準と認識しております。

支払能力については、数字縷々述べた訳ですが、これだけ今も払われているということが裏付けであるかなと考えておるところでございます。

以上のことを踏まえた上で考え方をまとめてみると、これまでの物価上昇分は、当然中央の最低賃金審議会が導き出した目安額 50 円に含まれているものと考えております。しかしながら、これからまだまだ上昇がある中、年末にかけて生活に関わる分野では少なくとも 1 %以上は物価上昇が見込まれると考えており、ここを重視するということでございます。

2 目でございます。2024 連合の春闘で導き出した賃上げの大きな流れ、これを確実に未組織労働者へ波及させていく必要がある。最低賃金を最低賃金法

第1条の「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、すべての労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」とした目的を果たしていく必要がある。」と思っております。

3点目、従業員10名未満の会社は、コロナ対策のゼロゼロ融資の返済等で厳しい経営上が続いていることは否めません。さらに、人手不足、後継者がいないなどの問題、これによる倒産もある中、これらの問題を解消させるために、新卒者の初任給改定や若年層へのベースアップ等を加速させていることを踏まえ、広島県最低賃金もそれに見合った金額になるように取り組む、大きくこの3点をスタンスとしていくということでございます。

最後になりますが、物価上昇を続ける中で、最低賃金の近傍で働く労働者の生活がどのようなものかを考慮した上で、最低賃金が労働者の暮らしを守ることができるセーフティーネットとなるために、さらには、健康で文化的な生活が実感できる水準になることを目指して、適切な金額に改正されるよう慎重に審議を重ねて行こうというスタンスを持っているということです。

先ほども若干触れましたが、併せて10月1日発効ができるように審議を尽くしたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、意見表明とさせていただきます。

酒井部会長

ありがとうございます。

ほかの委員はよろしいですか。

(意見なし)

ただいま、労側の方から3要素のことを挙げていただき、県内の物価の推移であるとか、あるいは消費者物価について、食料品についてなど、資料を基に説明していただきました。また、賃金についても連合のことも挙げておられましたが、中小企業の数値も自分たちの考え方の基本であることをお話ししていただきました。支払能力についても、実際に現在の金額が支払われているということを見ると支払能力はあるのではないかと、という労側のお考えと思います。そこから、中賃の導き出した金額が労側のお考えをまとめているもの、ただし、年末には物価が上がる可能性がある中で、そこについても少し検討していきたいということ、また、最低賃金の考え方に立ち返り、そこを考えていきたいということ、経営も厳しいことは承知しているが、後継者不足、人手不足の解決策として、新卒の賃金を上げていることを考えると、最低賃金もその一助とな

るのではないかというような御発言だったと思っております。不足があればまた言っていただきたいと思います。

ただいま労側からの意見表明がございましたが、使側からも意見表明をいただけますでしょうか。

中野委員

今回の専門部会では、我々がこれから臨む基本的な考え方について御報告をさせていただければと思っているところでございまして、今年度の賃上げの状況につきましては、中小とか小規模事業者を含め、賃上げの動きが広がってきたというのは確かだと思います。しかしながら、賃上げしたところも、企業業績の改善が見込まれない中、いわゆる防衛的賃上げをされていたことがアンケートで多く出たという状況もございます。

加えて、賃上げしたくてもできなかったという企業も相当数あるように聞いております。今回の目安額 50 円にはびっくりしましたが、例年どおり無理やり何かの数字に当てはめて出された数字かなと思っているところでございます。ただ、中賃が地賃への期待の中で、目安額はあくまで参考ですと、また、目安額は地賃の審議を拘束するものではないということを言われておりますので、我々の考えとしましては、目安はあくまで目標で、スタートではないと理解しておるところでございます。

とはいえますものの、最低賃金を多少引上げることは必要ということについては我々も理解しているところでございます。ただ、中賃は目安を出す際、賃上げ率をいろいろと言われておりますが、私どもはすべての企業に罰則付きで適用される最低賃金を上げることと、企業経営、企業努力をしながら交渉の結果、賃金を上げるということは、全く意味合いが違うと思っておりますので、賃上げ率の数字を参考にしようと思っておりません。また、これといった具体的な数字を今回用意することが出来ていないのですが、我々は以前からもそうですけど、最低賃金を決定する際の 3 要素、特に事業者の支払能力を考えたとき、先ほど言ったアンケートの結果から、防衛的賃上げをせざるを得なかったところも多くあったという事実、また賃上げをしたくてもできなかった企業もたくさんあったという事実、加えて昨年度、業務改善助成金を利用されるところが増えたと聞きましたが、企業とすれば支払能力がないのに努力をしながら助成金を利用して賃上げをされたという事実から、言い換えれば自社の支払能力ではとても対応できないという状況なのかな、と思っているところです。それらの状況からみても、支払能力的に厳しい企業が多くあることは確かでございますし、窺われるところですので、それらを総合的に判断しつつ、以前から重要視する第 4 表の上昇率を考えていくことは変わりございません。

いずれにしても、ただいま申し上げました状況でございますので、これらを基本に、今後に対応してまいりたいと使側としては思っています。

酒井部会長

ありがとうございます。

他の委員の方はいいですか。

(意見なし)

ただいま使側の方から基本的な考え方をお聞かせいただいたものと思います。

中小、小規模に賃上げの動きが広がってきたというのは事実であるし、そういう動きがあったと思うけれど、実際、その中には上げたくても上げられなかったという企業も存在しているということ、また、先ほど藤村会長からの御発言にもありましたが、中賃が出した目安額は拘束するものではないということ、目安額はスタートラインではないということ、また、最低賃金を引上げることの必要性は十分理解しているけれど、以上のようなことを考えると簡単に目安額で、ということではないのかなと、3要素の中の支払能力については、業務改善助成金の利用者もとても多かったと先ほどの説明でも伺いましたが、業務改善助成金を利用したということは、自社の支払能力ではなかなか叶わないものを、企業が一生懸命努力したものではないか、ということを発表されました。

また、使側としては従前のとおり、第4表を考えて審議に臨みたいという考えだったと思います。

それでは、労側、使側から意見を言っていただきましたが、双方の意見について、御質問や御発言はございますか。

(意見なし)

それでは、本日は具体的な金額というのは、まだ御用意はないでしょうか。

(労使金額提示なし)

それでは、追加の御説明もないということですし、本日は、双方の御意見とか基本的な考え方についてお伺いいたしましたので、これ以上時間を取りましてもこの先審議が進まないと思います。審議を次回へ持ち越したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議事3「その他」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

檀上室長

今後の審議日程についてですが、第2回目の専門部会は明日7月31日午前10時から開催とさせていただくことになります。開催場所は、合同庁舎2号館6階7号会議室となります。

酒井部会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、第2回専門部会は、明日7月31日午前10時開催ということにします。また、次回結審しない場合は、第3回専門部会を開催することになりますので、事務局は準備をお願いします。
そのほかに事務局から何かございますか。

檀上室長

ございません。

酒井部会長

次回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による2者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、これをもちまして第1回広島県最低賃金専門部会を閉会といたします。

次回また審議に臨まれるときに金額提示も含めまして、臨んでいただきたいと思います。

それでは、お疲れ様でした。ありがとうございます